

# 姫路獨協大学国際交流センター規程

(平成8年12月19日制定)  
改正 平成 9年 9月18日  
平成11年10月21日  
平成12年 3月23日  
平成13年 3月15日  
平成25年 3月28日  
平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学学則第4条第2項の規定に基づき、国際交流センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生に関すること。
- (2) 学生の海外留学及び海外研修に関すること。
- (3) 外国の大学との提携に関すること。
- (4) 外国の研究者等の招へい、受入れ等に関すること。
- (5) 学生の語学強化学習に関すること。
- (6) 地域社会への語学講座に関すること。
- (7) 国際交流のための情報の収集、整理及び交換に関すること。
- (8) その他、国際部門の行事等に関すること。

(組織)

第3条 センターは、センター長及び運営委員会をもって組織する。

(センター長)

第4条 センターに、センターの業務を掌理するため、センター長を置く。

2 センター長の選考については別に定める。

(運営委員会)

第5条 センターの業務に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 学生部長
- (3) 学群各学類及び各学部から選出された教員各2名
- (4) 事務系職員1名
- (5) その他学長が必要と認めた者

3 前項第1号及び第2号を除く運営委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただ

し、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営の基本方針に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) その他運営に関する重要な事項

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則 (平成8年 規程第26号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年 規程第15号)

- 1 この規程は、平成9年9月18日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則 (平成11年 規程第28号)

この規程は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則 (平成12年 規程第9号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年 規程第10号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年 規程第13号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年 規程第12号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条第2項第3号の規定にかかわらず、人間社会学群各学類から選出の委員は、外国語学部、法学部及び経済情報学部から選出の委員を兼務するものとする。